

千葉大学葉泳会表彰規程

制定 平成24年5月20日

(目的)

第1条 この規程は、千葉大学葉泳会会則第2条に定める葉泳会の目的に則り、千葉大学体育会水泳部の活動において優秀な成績を収めた者及び水泳部の発展に寄与した者の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 この規程が対象とする表彰は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 千葉大学新記録表彰
- (2) シーズン表彰 (スイマーオブザイヤー)
- (3) 特別表彰

(千葉大学新記録表彰)

- 第3条 第2条第1項第1号に定める「千葉大学新記録表彰」は、1年間の活動期間(1シーズン)において、新記録(最高記録と同タイムの記録を含む)を樹立した者を対象として行う。
- 2 同一シーズンに同一人が同種目で2回以上の新記録を樹立したときは、その最高の記録に対してのみ表彰を行う。
 - 3 千葉大学新記録表彰は個人種目を対象とし、リレー種目は対象としない。

(シーズン表彰)

- 第4条 第2条第1項第2号に定める「シーズン表彰」は、1シーズンにおいて優秀な成績を収めた者及び水泳部の発展に寄与した者を対象として行う。
- 2 シーズン表彰は複数の分野を対象に行い、1シーズンあたり5名程度を目安とする。

(特別表彰)

第5条 第2条第1項第3号に定める「特別表彰」は、第3条及び第4条に定める表彰以外で、顕著な成績を収め又は特に発展に寄与した者を対象として行う。

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考は役員会で行う。ただし、役員会の招集が困難なときは葉泳会会長が選考を行い、次回の役員会で報告を行う。

(表彰の方法)

- 第7条 表彰は表彰状又は感謝状を贈呈することにより行う。
- 2 第1項の定めに関わらず、表彰状等に代えて記念品を贈呈し、または表彰状等に加えて記念品を贈呈することができる。

(委任)

第8条 上記に定める事項のほか、表彰規程の運用について必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

(附則)

この規程は、平成24年5月20日から施行する。